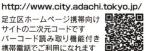
医療制度改革特集号



●発行/足立区 ●編集/医療制度改革室 〒120-8510 足立区中央本町1-17-1

☎3880-5111(代) FAX 3880-5618(こくほ年金課)

足立区ホームページ携帯向け **ロボスロ**サイトの二次元コードです サイトの二次元コードです バーコード読み取り機能付き 携帯電話でご利用になれます



あだち広報は毎月(10日・25日)発行 この用紙は再生紙を使用しています

療保険制度が変わります!

《医療制度改革特集号》もくじ

- 40歳から74歳までの方を対象に特定健康診査(特定健診)・特定保健指導が始まります
- 足立区国民健康保険の特定健診・特定保健指導/足立区の後期高齢者健診
- 「後期高齢者医療制度」が始まります
- 医療保険制度の変更
- 変更となる世帯構成の例/4月からの問い合わせ先・窓口のご案内

20年4月1日から「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、医療保険制度が大きく変わります。特に健診制度が新しく なること(2ページ参照)に加え、75歳以上の方の医療保険制度が変わります(4ページ参照)。この特集号では、何が変わるのかを お知らせします。下記の「年齢別該当記事のページ」で年齢別の記事を探せます。

なお、特定健診・特定保健指導や後期高齢者健診などに関する予算案は、20年第1回区議会定例会で審議中です。

年 別 記

対象年齢	制度の変更内容	該当ページ
74歳以下の方	▶ (健康保険料に)後期高齢者支援金が加わります	6
小学校入学前の子ども	▶自己負担割合が2割の対象者が小学校入学前の子どもまで拡大されます ※ 足立区では子ども医療費助成制度で自己負担分を助成しています	7
40歳以上の方	▶高額医療・高額介護合算制度ができました	7
40歳~74歳の方	2 3	
60歳~74歳の方	▶ 退職者医療制度の対象年齢が64歳までになります★	6
65歳以上の方	▶年金から保険料の天引きが始まります★▶65歳以上の方は生活機能の状態を確認します▶療養病床入院時の「食費・居住費」負担の対象が65歳以上になります	3678
70歳~74歳の方	▶ 70歳から74歳の方の(医療費)自己負担割合の変更▶ 高齢受給者証の交付について	3678
75歳以上の方 (65歳~74歳で一定の障害に より認定された方を含む)	▶「後期高齢者医療制度」が始まります▶75歳以上の方は後期高齢者健診が受けられます	3458
被用者保険に加入している75歳以上の方の扶養家族の方	▶後期高齢者医療制度へ切り替わる方の扶養である場合は手続きが必要です	6 8

*「制度の変更内容」欄に★印のある項目は、国民健康保険に関係する項目です。そのほかの項目は、医療保険制度の共通項目です。

特40

から

74歳まで

の

方を対

定健

診査(特定健診

. 特定保

始まります

特定健診の結果から、

メタ

特定保健指導

日(3880) 5845

(表1)

腹 囲

囲 腹

男性 85cm以上 女性 90cm以上

上記以外で

BMI 25以上

ボリックシンドローム) までの方を対象として、 特定保健指導の対象者を抽出 ることが目的でしたが、特定 療保険者が行う健診です。 前で生活改善ができるように、 が必要な状態を早期発見す 発見と予防のために、 脂肪が蓄積した状態 これまでの健診は、主に医 特定健診は、 医療が必要になる手 40 歳から74歳 (メタ 各医 の早 内臓

です。

て支援するのが特定保健指導

スクを判定し、 答などから、

症状に応じ

て、

特定健診の結果や質問票の

生活習慣病の

とは 健診

特定保健指導

行 入の方は、 これ以外の公的医療保険に加 の方は、足立区が行います。 することが目的となります。 います 足立区国民健康保険に加入 (図1参照)。 加入先の保険者が

段階です。 出 うそくなど) 異常症など、 険因子となる病気の始まり 血・脳こうそくなど)

問先=医療制度改革担当 で重点化しています。 必要とする障害を予防するた 青壮年期 特定健診・特定保健指 早期対応のきっかけとし の早死や、 介護を

検査結果のリスク

①血糖

②脂質

③血圧

2つ以上該当

1つ該当

3つ該当

2つ該当

1つ該当

これからの健診と保健指導 (図1)

75歳以上の方 40歳から74歳の方 後期高齢者健診 特定健診·特定保健指導 足立区国民健 足立区 康保険以外の 国民健康保険に 公的医療保険 加入の方 に加入の方 東京都後期高齢 加入している 足立区 者医療広域連合 公的医療保険 (国民健康保険) の保険者※注が の委託を受け が実施 足立区が実施 実施

保険者とは医療保険の運営主体で、健康保険組合や共済組合などをいいます。 足立区国民健康保険の保険者は足立区です。保険者は、お手元の保険証で確 認できます。

ージの あり、 があり、 が険度 分の基準 と積極的支援 動機づけ支援 します。 専門職 栄養士など 保健師· 主的に取 善するため自 生活習慣を改 状 それぞれの区 下の表1のとおりです。 むことを、 サリッ 態 口 支 1 入援に 0) を 分 高い が 0 クシン 表 知 医師・ り組 かり、 3 そ 支 管 健 0 2 は は 方 危 1 0 援 0 康 理

メタボリックシンドロ

1

糖尿病・高血圧症・脂質

や脳血管疾患 心疾患

0

危

積極的支援・動機づけ支援の基準

喫煙歴

あり

なし

あり

なし

(心筋こ

対 象 年 齢

40~64歳

積極的支援

積極的支援

に重点を置くのはメタボリックシンドロ

65~74歳

動機づけ 支援

動機づけ

支援

特定健診の着眼点と特定保健指導 (図2)

健診でメタボリックシンドロームを中心に、 肥満や血液検査の 結果など全体の状態を関連づけて調べます。

病気になる前の軽度の異常から生活習慣病の前兆を把握します。

対象者の状態

保健指導など

情報提供

動機づけ支援

内臓肥満 腹囲 男85cm以上 女90cm以上 または BMI* 25以上

脂質





メタボリックシンドローム

医師への受診

積極的支援

心臓病・脳卒中・糖尿病の 合併症など

検査結果の異常が複数みられる場合には、それらをメタボリッ クシンドロームとして総合的にとらえ、内臓肥満を解消する 保健指導を行います。

予防のための生活改善をサポートします

※BMI:Body Mass Indexの略。体格指数とも言う。「体重 Kg ÷ 身長m ÷ 身長m」で算出した、肥満度を示す指数。BMI 22 の場合が標準体重であり、25 以上が「肥満」、18.5 未満を「やせ」とする。

実施するので、

今まで区

が

空腹時血糖100mg/dl以上 又は HbA1c5.2%以上 血

- 中性脂肪150mg/dl以上 又は HDLコレステロール40mg/dl未満 脂 質
- 収縮期130mmHg以上 又は 拡張期85mmHg以上
- 喫煙歴の斜線欄は、判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味します。

確認ください。

者が独自に行う場合もあり 東京都保険者協議会で検討 特定健診につきましては、 ますので、 しています。ただし、保険 などの代表者で構成される している健康保険組合にご 保険組合と東京都医師会 関で受けられるよう、 れまでどおり身近な医療 くわしくは加入 方の

サラリー

マンの方は、

の特定健診は、 行うのですか? 国民健康保険加入者以外 どのように

は引き続き区が行います。 これまでのがん検診など

健診や節目健診は廃止され

行っていた生活習慣病予防

保険者ごとに特定健診

うになりますか? 4月からの健診はどのよ の疑問にお答えします 特定健診·特定保健指導

検査を行います。 中で、 勤務先が行う事業主健診 サラリー 特定健診に関する マンの妻の

健診が受けられます75歳以上の方は後期高齢者

活機能評価を行います。 後期高齢者健診と同時に、 区国民健康保険の特定健診や 定を受けていない方は、足立 状態を確認します 65歳以上で、介護保険の認

ます。

ないよう相談

(無料)

に応じ

センターが、介護状態になら 区が委託する地域包括支援

問先=介護予防係

数 (3880) 5885

問先=高齢医療係 **5**(3880) 5874

の相談を行います。

がみられる方には、 いません。生活機能の低下

が受けられます。 定健診とほぼ同じ内容の健診 ジ参照)に加入する方は、特 後期高齢者医療制度(4ペー 保健指導は 介護予防

状態になることを予防するた めに行うものです。 因子を早期に発見し、 下などの生活機能低下の危険 状態から、筋力やかむ力の低 ることを検討しています。 内容により、貧血検査や心 方には、個別にお知らせす 日常生活に関する問診とそ 生活機能評価は日常生活 被用者保険の被扶養者など 要介護

特定保健指導の内容 (表2)

動機づけ支援				
対象者 生活習慣の改善の必要度が中位の方				
内容	①医師、保健師、管理栄養士などと共に自分の体の状態を確認し、生活習慣改善のための行動計画をつくります。 ②6カ月後、改善状況を確認します。			

積 極 的 支 援				
対象者生活習慣の改善の必要度が高い方				
内容	①医師、保健師、管理栄養士などと共に自分の体の状態を確認し、生活習慣改善のための行動計画をつくります。 ②計画どおり実行できるよう、医師などが3カ月から6カ月にわたる定期的な支援を行います。 ③6カ月後、改善状況を確認します。			

足立区の健診項目 (表3)

が必要と判定された方には

電図検査を行います。

この結果により、

介護予防

▼特定健診の項目

基本的な健診の項目

既往歴の調査 自覚症状・他覚症状の有無 身長・体重・腹囲の測定 血圧測定

肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査 尿検查

詳細な健診の項目

貧血検査 心電図検査 眼底検査

▼足立区独自の健診項目

胸部 X 線検査

(図3) 特定健診・特定保健指導の流れ

特定健診のご案内

受診券・問診票など健診通知を送ります。 40~74歳の方に、



特定健診の受診

足立区医師会に加入している医療機関に受診券と保険証を持参し 受診します。



結果通知・情報提供

健診結果と併せ、情報提供を行います。生活習慣の改善が必要と された方には特定保健指導を実施します。



生月ではなく、 わらせるため、 ■国民健康保険に加入の方 特定保健指導も年度内に終 実施時期・実施機関 健診通知は誕 4月以降、

次発送します。

来年度は5月

めに送るため、

健診通知も誕生月ではなく ■実施機関 5月以降に発送する予定です。 特定健診・特定保健指導と

以降、発送する予定です。 ■後期高齢者健診 特定健診の通知を年度の初 後期高齢者の

tokyo.jp/)でご覧になれます。 **問先**=医療制度改革担当 の実施計画(案)の内容は区 ホームページ (http://www.city.adachi

5(3880) 5845

足立区の後期高齢者健診 足立区国 持ちの方は、 診・節目健診は、 日で終了します。受診票を 4月以降使用 康保険の特定健 20年3月

これまでの生活習慣病予防 ください。

問先=成人保健係 **数**(3880) 5121



早めに受診して できませんので

健診は3月で終了します 生活習慣病予防健診·節目

診できます。 ■くわしくは

問先=医療制度改革担当 ムページなどでお知らせしま 今後、あだち広報や区のホー

·特定保健指導

計画(案)を策定しました足立区特定健康診査等実施

数(3880) 5845

れた方のみに行うものです わしい検査が必要と認めら 電図検査・眼底検査は、

区では健康寿命を伸ば

第1期(20年度から24年度)

なかった方にも行う予定で すことを目的に対象となら でどおり身近な医療機関で受 師会に委託するので、これま 後期高齢者健診は、足立区医

特定保健指導

答 4 導は約4千円から7千円 診は約3千円、特定保健指 当分の一人あたり、特定健 る予定です。(自己負担金相 診の自己負担金を無料とす 指導、および後期高齢者健 保険の特定健診と特定保健 5年間は、足立区国民健康 後期高齢者健診は5百円を 区が補てんしています。) 20年度から24年度まで 受診券と保険証を持って



問4 健診の費用はどうなりま

康寿命を伸ばすことを目的 に行う予定です。 また、

胸部X線検査も健

特定健診の健診項目は表

3に記載したとおりです。

このうち、貧血検査

<

てしまうのですか? 健診項目は今までより減っ 問3



受診してください

月末までに老人保健で認 要です。ただし、20年3 ら認定を受けることが必

定を受けたものとみなさ 定を受けていた方は、認

(図1) 保険証は1人に1枚交付されます

医療機関に

提示する

保降証

医療機関に

の区分はこれまでどおり1割 により決定します。負担割合 住民税課税所得に応じた判定

(現役並み所得の方は3割)

料で負担します (図4)。 を高齢者の皆さんからの保険 が4割を負担し、残りの1割 の支援金(若年層の保険料) 600

20年3月まで

▶加入している

受給者証

20年4月から

の保険証

保険証

▶新たに発行される

の自己負担割合と変わりませ までの老人保健医療受給者証

は変わりません医療機関窓口での負担割合

20年7月31日までは、これ

ん。毎年8月1日に前年度の

市町村)が5割、

後期高齢者医療制度

医療保険の保険証 ▶老人保健医療受給者証

後期高齢者医療制度」 が始まります

療広域連合が運営主体となり、 入します。都内の62区市町村で設立した東京都後期高齢者医 料収納などの窓口になります。 すべての75歳(一定の障害がある方は65歳) 区市町村が申請の受付や保険 以上の方が加

▼▼この制度に加入する方と加入の時期など▼▼

の医療保険制度から抜けて る世帯構成の例」参照)。 ます(8ページの「変更とな 後期高齢者医療制度に移行

寝たきりなど、一定の障害が ある65歳以上75歳未満の方(注)

75歳以上の方

対象となる方

4月以降に75歳になる方

(注) 申請して広域連合か

高齢者医療制度の対象となり 75歳の誕生日当日から後期

から後期高齢者医療制度 になる方→20年6月15 加入します 20年6月15日に75歳 (加入手続 日

加入していた国民健康保険

対象となる方は、それまで

健康保険組合、 共済組合など

受けた日から対象となりま 以上75歳未満の人は、認定を 定の障害をお持ちの65歳 きは不要です)。

3月中旬に配達記録 郵便で送ります

「配達記録郵便」とは、 確実に受け取っていただ けるように、在宅時に直 接手渡すものです。不在 の場合は不在票が入りま す。連絡することで、後 ほど再配達等で受け取る ことができます。

(図2) 新しい保険証のイメージ

	有効	期限	平成2	2年	7月:	31日	
被保	険者都	号					
被	住	所					
保険者	氏	名				d	
者	生年	月日			年	月	日
資格取得年月日				年	月	日	
発効期日				年	月	日	
交付年月日			")	年	月	日	
	部負担: の割合	金					
保険者番号並びに保険者の名称及		5	I		東京都	者	

※世帯構成や住民税の修

変更になることがあります。 正申告等があった場合は、

保険料の納め方

保険料は公的年金からの

天

保険料は天引き

公的年金

保険料は大切な財源です

▼▼▼▼▼▼ ご負担いただく保険料

~~~~

問3

万円)を予定しています。

国民健康保険と同様

 $\widehat{7}$ 

分を、公費(国、東京都、区 関で支払う窓口負担を除いた 費用のうち、皆さんが医療機 後期高齢者の医療にかかる 現役世代から 付書などで個別に支払うこと の2分の1を超える方は、 保険料と後期高齢者医療保険 引き(特別徴収)となります。 料を合わせた金額が、年金額 になります 年金額が年額18万円 (月額 万5千円) (普通徴収)。 未満の方や介護

(図3) 年間保除料の計算のしかた

問2

か?

葬祭費は出るのでしょう

所得割 153万円-120万円(公的年金控除)-33万円(基 礎

制度と同様に受けられます。 ては、これまでの老人保健 の代金といった給付につい 上必要と認められた補装具 た際の食事代、また、治療 きの高額療養費や、

| 均等割<br>3万7,800円 |                       | 所得割           | 4 1 + + 11  |
|-----------------|-----------------------|---------------|-------------|
|                 | 基礎控除(33万円)<br>後の総所得金額 | 所得割率<br>6.56% | = 1人あたり 保険料 |

持って行くものは?

ていましたが、4月からは を持って医療機関にかかっ 後期高齢者医療被保険者証 人保健医療受給者証の2枚 今までは健康保険証と老

ださい 1枚のみを持って行ってく

ちください をお持ちの方は、 額適用・標準負担額減額認定証 (注) 特定疾病療養受療証や限度 そちらもお持

医療機関にかかるときに

「後期高齢者医療制度」が始まります

408

疑問にお答えします 後期高齢者医療制度の

すか?

給付はこれまでどおりで

医療費が高額になったと

入院し

保険料の計算のしかた

### だ 5 あ 広 報

### 保険料は大切な財源です (図4)



被保険者 ▼75歳以上の人

-定の障害がある65歳 以上の人

保険料

後期高齢者医療制度にかかる費用の負担

公費 5割

国,都,区市町村

1割 加入者の保険料

後期高齢者支援金 (若年層の保険料) 4割

※医療機関で支払う窓口負担を除く

社会保険診療報酬 支払基金

会社の健康保険 国民健康保険など

各医療保険 (会社の健康保険、国保など) の75歳未満の被保険者

### 保険料の軽減

一被用者保険の被扶養者だつ

被用者保険の被扶養者だっ ただし、20年4月

れません)。 されます。(所得割額は課せら 2年間は均等割額が5割軽減 の被保険者になったら日から た方は、後期高齢者医療制度

策として、区市町村の公費を

課限度額は年額50万円です。 所得割が課せられません。賦 されます (表1参照)。

収入額が153万円以下の場合、

よって7割、5割、2割軽減 均等割額が世帯の所得水準に

※年金収入のみの被保険者は、

図3参照)。

前年の所得に応じた所得割額

合計になります(4ページ

■所得が低い方

所得が低い方は、保険料の

が均等に負担する均等割額と、

保険料はすべての被保険者

# 行っていますさらなる低所得者対策を

査支払手数料などを全て公費 をはじめとする運用資金や審 連合では、保険料を出来るだ 行っています。 け低く抑えるために、葬祭費 (税金) でまかなう特別対策を また、さらなる低所得者対 東京都後期高齢者医療広域 ません)。 され、 れます(所得割額は課せられ までは均等割額が9割軽減さ から9月までは保険料が免除 20年10月から21年3月

月まで基礎控除後の総所得金

投入して20年4月から22年3

この結果、東京都後期高齢者 までの所得階層の方を対象に、 額が55万円(年金収入20万円) きく引き下げることができま 医療広域連合では保険料を大 措置を行うことを決めました。 表2のとおり所得割額の軽減

厚生年金の一般的な収入

(全都道府県)

は全国でもっとも低い水準と 万円の方で見た場合の保険料 なっています (図5)。

(表1) 均等割額の軽減割合

| 被保険者の基礎控除後の総所得金額 | 軽減割合   |
|------------------|--------|
| 15万円以下           | 10割軽減  |
| 15万1円~20万円       | 7.5割軽減 |
| 20万1円~40万円       | 5割軽減   |
| 40万1円~55万円       | 2.5割軽減 |

### (表2) 所得割額の軽減割合(東京都のみ)

| (2017) 3 3 23 23 24 24 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 |      |
|---------------------------------------------------------------|------|
| 世帯主および被保険者の総所得金額が下記金額以下の世帯                                    | 軽減割合 |
| 「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯                                          | 7割軽減 |
| 「基礎控除額(33万円) + 24万5,000円 × 被保険者数<br>(被保険者である世帯主を除く)」を超えない世帯   | 5割軽減 |
| 「基礎控除額(33万円) + 35万円 × 被保険者数」<br>を超えない世帯                       | 2割軽減 |

制度に関して…高齢医療係 先=▼後期高齢者医療 **3880**) 5874

くわしくは、 を超えた分が支給されます。 に定められた自己負担限度額 の自己負担額を合計し、新た 高額介護サービス(介護保険) ください。 高額療養費(医療保険) 7ページをご覧

高額介護合算制度

(図5) 平均的な厚生年金受給者(年金収入201万円)で見た場合の保険料



ります。くわしくは現在ご加 ら脱退の手続きが必要にな お問い合わせください。 入中の健康保険の保険者に 加入中の社会保険などか

後期高齢者医療制度に変わ 保険者本人だったのですが、 るにあたって手続きは必要 ですか? これまで会社の保険の被

者医療保険料が年金額の2 方や介護保険料と後期高齢 年金額が年額18万円未満の 収となります 分の1を超える方は普通徴 ただし、 別徴収(年金からの天 だった方…10月から特 いずれの場合も

・被用者保険の被保険者 引き) 被用者保険の被扶養者 ら普通徴収 本人だった方…7月か 別徴収(年金からの天 ら特別徴収 による支払い) ていた方…4月から特 康保険組合に加入され (納付書等 10月 か

ですか? これまで加入されていた

保険料はいつから払うの

のとおりになります。 健康保険の種類によって次

・国民健康保険・国民健

りました。

これにより、

20年度からの

医療保険制度の変更

ただし、次の場合には天引

きされません。

の予定です。

天引きの実施は20年10月から 徴収)することになります。 金から保険料を天引き(特別 場合、原則として世帯主の年 員65歳から74歳までの世帯の

月31日です。

国民健康保険の加入者が全

平成20年3月31日まで有効の

同じ世帯の中に、後期高齢者医療制度 へ移行される方がいる場合、国民健康保 険加入者全員分の保険証の有効期限は3

後期高齢者医療制度に移行の方へは3

月中旬に広域連合から、国民健康保険に

加入継続の方へは3月20日以降足立区ご

くほ年金課から、それぞれ保険証が配達

有効期限の過ぎた保険証は、こくほ年 金課もしくは区民事務所に返していただ 細かく裁断して処分してください。

国民健康保険証をお持ちの方へ

年金から保険料の 天引きが始まります

### ち

して、別途算定することにな

当者にお問い合わせください。 勤務先で加入する健康保険です) われています。 今回の医療制度改革では、

被用者保険

(健康保険組合や共済組合などの 医療保険制度に共通の変更が行

に加入の方は、勤務先の担

加わります

高齢者医療制度への支援金と の拠出金が廃止になり、後期 健制度から支出しています。 の医療給付については老人保 含まれており、 は老人保健制度への拠出金が 4月からは、老人保健制度 現在の健康保険の保険料に 75歳以上の方

### 対象年齢が64歳まで になります

④年度途中の加入の場合

の1を超える場合

③介護保険料の天引きとあ

額1万5千円)未満の場合

わせた額が年金額の2分

②年金額の年額が18万円(月

①世帯主が国民健康保険に

加入していない場合

す方とその扶養者は、 受けられる一定の要件を満た うち、厚生年金などの年金を 康保険に加入されている方の 会社などを退職して国民健 退職者 効期限は3月31日までになっ

分が加わり、三本立てで賦課

か、新たに後期高齢者支援

されることになります。

から64歳までの方が対象

(介護分については、

40歳

保険料は、基礎分と介護分の

付している高齢受給者証の有 70歳以上74歳までの方に交 ついて 高齢受給者証の交付に

す。4月以降65歳になる方は 国民健康保険証へ切り替えま 以上の方は、4月から一般の 民健康保険証をお持ちの65歳 64歳までに変わります。 医療制度の加入者となります 記録郵便にて郵送します。 順次切り替えになります。 現在、退職者医療制度の国 切り替え後の保険証は配達 対象年齢は74歳までから

後期高齢者医療制度へ切り替わる方の 扶養である場合は手続きが必要です

75歳以上の方(65歳以上で一定の障害のある方を 含む)が、被用者保険(健康保険組合 ・共済組合など) だった場合、75歳以 の被保険者(加入者本人) 方本人は後期高齢者医療制度への加入となります の扶養者だった75歳未満の方は、他の方の被用者保 国民健康保険へ加入する 険の扶養に入るか、 (8ページの"変更となる世帯構成の例

国民健康保険へ加入する方は、被用者保険の保険者 が発行する資格喪失証明書と本人確認資料を持 手続きをしてください。手続きのできる時期や必要書 類など、くわしくはお問い合わせください。

りますか?

月20日頃に郵送する予定です。 給者証は、所得判定のうえ7 ることになります)。 となります 誕生日の前日までの有効期限 を迎える方の高齢受給者証は、 7月31日までに75歳の誕生日 月20日頃郵送します。ただし、 で有効の高齢受給者証は、3 ています。新しい7月31日ま 後期高齢者医療制度に加入す 8月以降に使用する高齢受 (誕生日以降は

郵送します。 生月の翌月から使える高齢受 の誕生日を迎える方には、誕 給者証を誕生月の末日までに なお、4月2日以降に70歳 ※20年4月1日~ 21年3月 の方の自己負担割合は1割 31日まで、所得区分が「一般 に据え置きされます(7ペー

記録郵便で郵送されます。



問先=▼6ページの記事 に関して…資格賦課係 **数**(3880) 5240

問2

の扶養でしたが、夫は後期 ります。 高齢者医療制度へ移行とな 今まで夫の勤め先の保険

なりますか?

があります。 他の保険へ加入する必要

の減免制度を受けられます。 合、65歳以上であれば保険料 国民健康保険へ加入した場 2年間は、 所得割免除

均等割減額となります。

扶養だった妻の私はどう

ます。 て世帯主あてにお知らせし 置が5年間あります。くわ しくは8ページの例を参照 してください。 均等割軽減判定の継続措

保険料についても継続し 健康保険を継続します。

75歳の誕生日までは国民

での軽減は、どのようにな ります。 齢者医療制度へ移行にな 国民健康保険から後期高 妻の私は72歳です。今ま

問1

夫が75歳以上なので、

医療保険制度の変更につい ての疑問にお答えします

6

410

(表 1)

X 分

一定以上の

所得者 般

低所得 I

低所得Ⅱ

区分

-定以上の

般

所得者

低所得 I

低所得Ⅱ

### だ ち 広 報

# 自己負担割合の変更 70歳から74歳までの方の

# |1年間は据え置きされます

# 高齢受給者証を使用して医

されることになりましたので、 負担割合が2割になること、 上限の額が引き上げられまし けられていて、4月からその には、その月ごとの上限が設 になっている方の自己負担額 2割に引き上げられました。 割の方については、4月から 療機関にかかったときに、窓 口で支払う自己負担割合が1 および限度額が引き上げられ ただし、 また、 所得区分が「一般 1年間は据え置き

ることは21年4月からの予定 問先 ■ ▼負担割合に関して… こくほ年金課資格賦課係

子どもまで拡大されます対象者が小学校入学前の自己負担割合が2割の

割合は、 健康保険の医療費自己負担 これまで2歳までが

> 問先=子育て支援課児童給付係 護者は対象外となります。

**3**(3880) 5884

です の基準以下の「一般」の方が 今回の改正は、 (表1)。 所得が一 定

象とはなっていません。 となっており、制度改正の対 世帯の方は「現役並み所得者」 方で、一定以上の所得のある 現在、 70歳から74歳までの

・負担限度額に関して… **数**(3880) 5240

こくほ年金課給付係 **数**(3880) 5241

は、 問先=こくほ年金課資格賦課係 なります。 小学校入学前まで2割に 2割でしたが、

20年4月から

▼▼▼高額医療・高額介護合算制度ができました ▼▼▼

対象者は、区内在住で健康 負担分を助成しています。 が適用される医療費の自己 助成制度により健康保険 足立区では、 子ども医療

保険に加入している乳幼児 また介護費用が高額になった 高額療養費として支給され 己負担限度額を超えた分が

**数**(3880) 5240 になった場合は医療保険から

これまでは、

医療費が高額

主体で、

健康保険組合や共済

認できます。

保険者はお手元の保険証で確 組合などのことをいいます。

児童福祉施設に措置入所中 ません。生活保護受給者や の子どもを養育している保 もしくは里親に委託中の保 護者です。所得制限はあり した日以降の3月31日まで) および小・中学生(15歳に達 場合は介護保険から高額介護 度額を超えた分が支給される 新たに定められた自己負担限 適用した後、 それぞれの自己負担限度額を サービス費が別に支給されて が設けられました(図1) いました。 高額医療・高額介護合算制度 4月から、医療費・介護費 両方を合計し

65歳以上になります「食費・居住費」負担の対象が 療養病床入院時の

均衡を図るために、食費と居 担することになります。 す。 住費を一部自己負担していま 満の方も、 改正後は、 65歳以上70歳未

自己負担限度額(21年3月まで)

(個人単位)

4万4,400円

1万2,000円

(個人単位)

4万4,400円

2万4,600円

8,000円

8,000円

8,000円

8,000円

自己負担限度額(21年4月から)

外来+入院

(世帯単位)

8万100円

+ 医療費が26万7,000円を超えた ときは、超えた分の1%を加算

4万4,400円

2万4.600円

1万5,000円

外来+入院 (世帯単位)

8万100円

十 医療費が26万7,000円を超えた ときは、超えた分の1%を加算

6万2,100円

2万4,600円

1万5,000円

上の方は、介護保険との負担

療養病床に入院する70歳以

問先=こくほ年金課給付係 **数**(3880) 5241 食費と居住費を負

> …介護保険課保険給付係 問先=▼介護保険に関して 国民健康保険に加入の方に **数**(3880) 5743

関して…こくほ年金課給付係

険者にお問い合わせください。 医療制度以外の医療保険制度 に加入の方は、それぞれの保 方に関して…高齢医療係 後期高齢者医療制度に加入 国民健康保険や後期高齢者 **5**(3880) 5874 **當**(3880) 5241

保険者とは医療保険の運営

(図1)

0)

高額介護合算制度

### 高額医療·

医療保険の自己負担額 高額療養費が支給された後の自己負担額

介護保険の自己負担額 高額介護サービス費が支給された後の自己負担額 限度額に達しない自己負担額

限度額に達しない自己負担額

両制度の年間自己負担額の合計額

世帯の負担限度額

高額医療・高額介護療養費

でになるとのことですが、

退職者医療制度が4歳ま

なにか手続きは必要ですか?

制度」 高額医療·高額介護合質 の限度額とは?

険料に変更はありません。

病院へのかかり方や、

保

限前に届くように配達記

般の国民健康保険証は

郵便で郵送致します。

手続きは必要ありません。

給されます。なお、限度額は 分が認められると後から支 で計算し、限度額を超えた ります。自己負担額を年額 所得や年齢に応じて決ま

度」の自己負担限度額の計算は? 現時点で決まっていません。 高額医療·高額介護合算制

医療費の自己負担限度額の区 区分は、毎年7月31日時点の 高齢者医療制度の医療保険別 分を適用します。 にそれぞれ計算します。所得 同一世帯でも、国民健康保 勤務先の健康保険、後期

者証を持っています。あと 1年間は1割のままですか? 現在1割負担の高齢受給

411

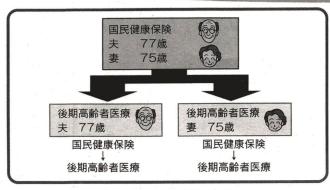
20年4月から7月末まで

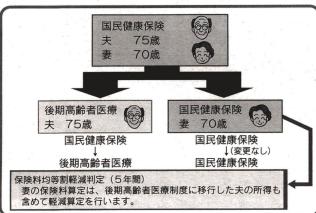
の税申告で決定した所得に 担割合については、 なりますが、8月以降の負 は1割の受給者証の発行と

19年分

応じて判定されます。

### 後期高齢者医療制度が始まることで加入する医療保険制度が変更となる世帯構成の例

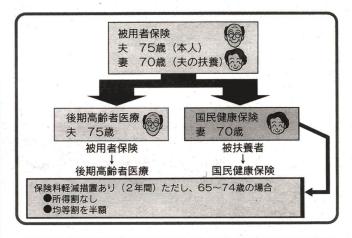






75歳以上の方がいる世帯は、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移るため、75歳未満の方が加入する医療保険は下図のようになります(75歳以上の方のいない世帯は、今までと変更はありません)。

また、後期高齢者医療制度に移った方は、お一人ごと に保険料を計算してお支払いいただきます。なお、保険 料については下図の軽減措置があります。





### 4月からの問い合わせ先・窓口のご案内

● 4月から名称や窓口が変わる部署がありますので、ご注意ください。 ●

| 業務内容                          | 新しい名                       | 称と場所 | 電話番号                                       | 3月までの名称と場所               |        |
|-------------------------------|----------------------------|------|--------------------------------------------|--------------------------|--------|
| 後期高齢者医療のこと<br>給付関係について<br>その他 | 高齢医療・年金課<br>高齢医療係<br>資格収納係 | 北館2階 | 高齢医療係<br>公3880-5874<br>資格収納係<br>公3880-6041 | 高齢サービス課<br>高齢医療係         | 中央館 3階 |
| 年金のこと                         | 高齢医療・年金課<br>年金適用係<br>年金給付係 | 北館2階 | 変更ありません                                    | こくほ年金課<br>年金適用係<br>年金給付係 | 北館2階   |
| 国民健康保険のこと                     | 国民健康保険課                    | 北館2階 | 変更ありません<br>各記事末尾の問先を<br>ご覧ください。            | こくほ年金課                   | 北館2階   |